

# 共謀罪 要件変え新設案

## 「テロ等準備罪」国会に提出検討

安倍政権は、小泉政権が過去3回にわたって国会に提出し、廃案となった「共謀罪」について、適用の対象を絞り、構成要件を加えるなどした新たな法定正案をまとめた。2020年の東京五輪やテロ対策を前面に出す形で、罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」に変える。9月に召集される臨時国会での提出を検討している。

## 対象限定 定義はあいまい

共謀罪は、重大な犯罪を輸・パリンピックを控える中、世界で相次ぐテロ対策の中で、世界で相次ぐテロ対策の一環として位置づけられた。参院選で自民党が大勝した政治状況も踏まえ、提出を検討する。今回の政府案では、組織的犯罪処罰法を改正し、労働組合も処罰対象になる」といった野党や世論からの批判を浴び、いずれも廃案になった。

今回は、4年後に東京五罪準備罪)を新設する。の計画罪」(テロ等組織犯罪準備行為を伴う犯罪遂行「組織的犯罪集団に係る実

「上司を殺してやる」と意気投合しただけで処罰される」といった批判があった。今回は犯罪の構成要件を厳しくすることで、こうした批判を避ける狙いがある。ただ、「組織的犯罪集団」や「準備行為」などの言葉は定義があいまいで、捜査当局によって解釈が拡大される可能性は残る。

また、対象になる罪は法定刑が4年以上の懲役・禁錮の罪とし、その数は60を超えらる。道隆交通法や公職選挙法にも適用されることになり、対象範囲が広いことも議論を呼びそうだ。

「テロ等組織犯罪準備罪」の罰則は、死刑や無期、10年以上を越える罪に適用する場

合は5年以下、4年以上10年以下の罪には2年以下の懲役・禁錮とした。(久木央)

共謀罪に対しては、一般の行為を想定している。過去の共謀罪法では、適用対象を単に「団体」としていたが、今回は「組織的犯罪集団」に限定。「目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある罪」を定義した。テロ組織や暴力団、人身取引組織、振り込み詐欺集団などを想定している。

過去の法案では、犯罪を伴うことで合意する「共謀罪」(テロ等組織犯罪準備罪)を新設する。

# 「共謀罪」新設案 問題点は

安倍政権が捜査当局の悲願だった「共謀罪」について、大勝した参院選直後を狙って衣替えし、4度目の挑戦となる法案提出をめざすことになった。「組織犯罪」や「テロ」という名称を使うことで、東京五輪を控えたテロ対策のための法案であることを強調する構えだが、問題点は数多い。

▼1面参照

## 当局の解釈で対象拡大も

### 適用「組織的犯罪集団」に

「共謀罪というおどろおどろしい名前が悪いから、概念がどんどん拡大する」「人権問題だ」と批判された。長い名前に変え、テロリストを捕まえるための法律であることを明確にする。

政権幹部は名称を「組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪」（テロ等組織犯罪準備罪）に変える狙いを語る。

## 何が該当 基準は不明確

### 要件に「準備行為」を追加

犯罪として成立する構成要件についても、今回の政府案は、「犯罪を実行する準備行為」が行われていることを付け加えた。共謀罪では、犯罪の「遂行を共謀」しただけで罰せられる可能性があった。これに対して、「会社員が居酒屋で「上司を殺そう」と意気投合しただけで適用される」「目配せや相づちだけでも共謀と見なされる恐れ

## 対象の罪種 600超か

対象となる罪について、共謀罪の対象とした「4年以上の懲役・禁錮」を据え置き、罪種は600を超えとみられる。過去の国会審議で民主は、「5年を超える懲役・禁錮」で国際的な犯罪に限定して、約300に絞り込むよう主張。自民法務部会の小委員会も07年、「対象犯罪の多さが国民に誤解や不安を与えている」として、「テロ」「薬物犯罪」など5類型に分け、計140前後に絞り込む修正案の骨子をまとめた。しかし今回の政府案は、いずれの案も盛り込まれていない。

## 過去3回批判強く廃案

### 東京五輪のテロ対策前面

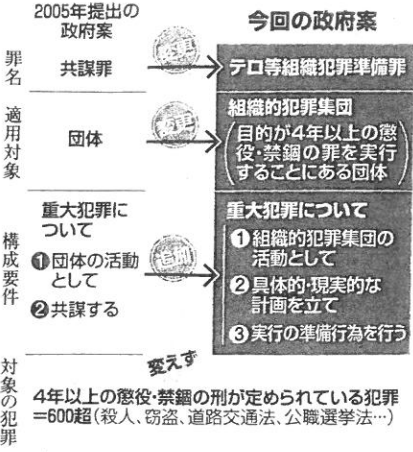
共謀罪を新設する議論が始まった背景には、国境を越える犯罪を防ぐため、00年に国連総会で採択された「国際組織犯罪防止条約」がある。日本も署名し、国は03年に承認したが、条約を締結するには共謀罪を含む国内法の整備が必要。小泉政権が03、04、05年と3回、共謀罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案を国会に提出したが、批判が強くなり、いずれも衆院解散で廃案になり、条約は締結できていない。今年6月時点

で、187カ国が締結。G8で締結していないのは日本だけだ。ではなぜ今、安倍政権は名称を変え、中身も変えてまで法案成立を狙うのか。念頭にるのは、4年後の東京五輪・パラリンピックだ。政権幹部の一人は「テロを防ぐためなら国民の理解を得られる。目の前に東京五輪を控えているのに、何もやらないわけにはいかない」とチャンスとみる。過去に共謀罪法案が廃案となった時に比べ、現在は

## 対象 制限的になるか疑問

日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部副部長の海渡雄一弁護士の話 共謀罪を新設する理由として、テロ対策のために国際組織犯罪防止条約を締結する必要があるとしているが、もともとこの条約はマフィアなどの犯罪集団の取り締まりが目的であり、テロ対策が目的ではない。条約締結は反対しないが、現在の日本の法制度を前提にすることで対応は可能だ。

新たに提出される法案では適用対象の団体を限定するとされているが、本当に制限的な定義になるか疑問だ。また、組織犯罪とは関係のない罪も多く、600を超える罪が対象となる必要があるとは認めがたい。法案には反対だ。



(久木良太)